

意見書案第3号

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書

上記議案を柏原市議会会議規則第13条の規定により提出する。

令和3年12月23日

柏原市議会  
議長 山下 亜 緯 子 様

提出者	柏原市議会議員	峯 弘 之	Ⓜ
賛成者	柏原市議会議員	大 木 留 美	Ⓜ
	〃	榑 田 和 之	Ⓜ
	〃	江 村 淳	Ⓜ
	〃	山 口 由 華	Ⓜ
	〃	新 屋 広 子	Ⓜ
	〃	梅 原 壽 恵	Ⓜ
	〃	山 本 修 広	Ⓜ
	〃	橋 本 満 夫	Ⓜ
	〃	田 中 秀 昭	Ⓜ
	〃	中 村 保 治	Ⓜ
	〃	鶴 田 将 良	Ⓜ
	〃	奥 山 涉	Ⓜ
	〃	大 坪 教 孝	Ⓜ
	〃	乾 一	Ⓜ

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書  
(案)

沖縄戦では、太平洋戦争末期に一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの貴い命が失われた。糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた24万1,632名の氏名が刻銘されている。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、戦争の悲惨さや命の貴さを認識し、戦没者の霊を慰めるため、自然公園法に基づき、戦跡としての性格を有する我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されている。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた民間人や命を落とした兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも、戦没者の遺骨収集が行われている。

このような背景を鑑みると、さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨を含んだ土砂を埋立てに使用することは、遺族の心を傷つけるとともに、犠牲者の人々を鎮魂する行為に背くものである。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項に取り組むよう要望する。

記

1. 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が含まれた土砂を埋立てに使用しないこと。
2. 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」に基づき、日本政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月23日

大阪府柏原市議会